

[別添3]

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 — 5. 特定個人情報の提供・移転(委託先に伴うものを除く。)

提供先一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の人数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	10万人以上100万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	10万人以上100万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表6の項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	1万人未満	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	1万人未満	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表16の項	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	1万人未満	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表19の項	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	1万人未満	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表27の項	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	10万人以上100万人未満	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の人数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表38の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	10万人以上100万人未満	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	1万人未満	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	10万人以上100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表56の項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	10万人以上100万人未満	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
国家公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表65の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	10万人以上100万人未満	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	10万人以上100万人未満	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
地方公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	10万人以上100万人未満	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の人数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	1万人以上10万人未満	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表101の項	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	10万人以上100万人未満	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表105の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	10万人以上100万人未満	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	1万人未満	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131の項	介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	10万人以上100万人未満	介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	10万人以上100万人未満	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表141の項	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	10万人以上100万人未満	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の人数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表145の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	10万人以上100万人未満	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	10万人以上100万人未満	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	1万人未満	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の人数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表164の項	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	1万人未満	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表166の項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	1万人未満	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表173の項	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもののうち国民健康保険給付関係情報	1万人未満	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度